

議案第109号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業の職員に係る関係条例の整備等に関する条例制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業の職員に係る関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業の職員に係る関係条例の整備等に関する条例

(鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年鹿児島県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(鹿児島県の休日を定める条例(平成元年鹿児島県条例第37号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

第18条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」に改める。

(鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年鹿児島県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(鹿児島県の休日を定める条例(平成元年鹿児島県条例第37号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

第27条第1項中「、第7条、第8条、第9条」を「から第9条まで」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年鹿児島県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条のうち鹿児島県職員の定年等に関する条例(昭和59年鹿児島県条例第29号)本則に

3章を加える改正規定中第6条に係る部分を次のように改める。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項に規定する職
- (2) 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）第5条に規定する職
- (3) 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）第4条に規定する職
- (4) 参事（前3号に掲げる職を除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第2項の改正規定、第2条中鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条第2項の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(暫定再任用職員についての適用除外)

- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条の2、第9条の2及び第17条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第7条に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）には適用しない。
- 3 第2条の規定による改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第22条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(提案理由)

地方公務員法等の改正に伴い、地方公営企業の職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備等を行うため、この条例を制定しようとするものである。